

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 平成29年度北方町一般会計における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 134,647 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,783,809 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	36,593	502	0	0	5,294	30,797
	障がい者福祉事業	260,097	177,411	0	0	12,128	70,558
	老人福祉事業	50,974		0	100	7,462	43,412
	福祉医療事業	200,746	91,460	0	0	16,030	93,256
	児童福祉事業	559,769	374,149	0	2,705	26,829	156,086
	小計	1,108,179	643,522	0	2,805	72,973	394,109
社会保険	国民健康保険事業	154,530	85,882	0	0	10,069	58,579
	介護保険事業	265,047	1,548	0	109,810	22,542	131,147
	後期高齢者医療事業	167,938	20,948	0	190	21,532	125,268
	小計	587,515	108,378	0	110,000	48,536	314,994
保健衛生	母子保健事業	23,474	38	0	0	3,438	19,998
	疾病予防事業	46,808	0	0	0	6,866	39,942
	健康増進事業	17,833	1,080	0	0	2,457	14,296
	小計	88,115	1,118	0	0	13,138	74,236
合計	1,783,809	753,018	0	112,805	134,647	783,339	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。